

令和6年度第2回自立支援協議会に向けた対応案及び各部会からの回答

資料 1-1

1. 経緯

令和6年度第1回協議会で法改正を契機に事務局（障害福祉企画課、精神保健福祉課、障害者協会）提案で自立支援協議会関係会議のあり方について現体制の課題や、効率的な運営のための工夫を協議しました。第1回協議会では委員の皆様から多様な意見を頂戴し（【資料 1-2】の通り）、それを踏まえ「4. 協議会への提案内容」を作成しました。「4. 協議会への提案内容」について、令和6年度第2回自立支援協議会前に専門部会及び事務局会議で共有・検討し、12月の全市連絡調整会議で各機関からの意見を集約しました。（検討事項は「5. 専門部会及び事務局会議に依頼した事項」のとおり）

2. 協議いただきたいこと

- （1）「4. 協議会への提案内容」：事務局対応案について
- （2）地域移行支援部会、地域生活支援部会統合案について（部会名、委員構成、取組等）

3. 目的

今回の協議会関係会議等の整理においては、障害者総合支援法に沿った持続可能な協議会運営を目的に、下記のような運営体制を目指します。なお、本目的は第1回協議会でいただいた意見をもとに設定しました。

【事務局会議】 報告のながれの整理等を行うことで事例検討から地域課題を抽出する機能を強化します。

【専門部会】 取組の整理や部会の統合・連携強化を行うことで、参加者の負担を軽減し、部会機能の強化を図ります。

4. 協議会への提案内容

(1) 各区事務局会議に関係すること

① 自立支援協議会本会への報告・地域課題提案のながれの整理

今後各区事務局会議は事例検討を主とし、それに伴い【資料 1-3】のとおり報告と地域課題提案のながれを変更したいと考えています。なお、協議会で協議が困難な地域課題も【資料 1-3】に提示しました。

② 事務局会議参加者の専門部会への参画

一部の事務局会議参加者から、もっと取組等に協力したいとの声があったため、希望時は部会にオブザーバーとしての出席を可能にしたいと考えています。参加の可否は部会長へ最終判断をお願いしています。

【各区事務局会議：現時点での意向】・・・葵区・駿河区：希望なし 清水区：相談支援部会に参加希望

③ 事業所指定時の情報提供（障害者支援推進課が発出）

計画相談の事業所指定時に「地域連携推進マニュアル」等を送付し、自立支援協議会関係会議を周知し、事務局会議等への積極的な参加を呼び掛けます。

(2) 専門部会に関する事項

① 部会開催方法の拡大

「対面/オンライン/書面」のうち、いずれかの方法を選んで開催したい（報告の場合は書面報告が望ましい）と考えています。

【各部会からの回答】・・・全部会、上記方法で対応可

②部会の統合（統合案については【資料 1-4】に詳細を記載）

部会の統合について可能性を検討し、可能な場合は統合を考えています。特に、地域生活支援部会と地域移行支援部会は以下の点で内容の重複が見受けられるため、重点的に検討をお願いします。

ア)強度行動障がい者に関する地域の支援体制整備

- ▶地域生活支援部会で PT が発足し、人材育成に焦点をあてて検討していますが、入所施設からの地域移行には強度行動障がい者に関する地域の支援体制整備が不可欠であり、今後地域移行支援部会と課題が重なる可能性が高い分野です。

※令和 5 年度より、地域移行支援部会は身体・知的分野の取組も実施しています。

イ)地域生活支援拠点等の整備

- ▶現在地域生活支援部会で取組報告等を行っていますが、地域生活支援拠点等整備の目的には「地域移行・定着の支援」が含まれており、地域移行支援部会でも動向を把握することが望ましい取組です。

【各部会からの回答】

子ども部会	可	児童に関する課題で他部会の課題と重なるのであれば連携・統合の可能性はある。
地域移行支援部会	可	(地域生活支援部会との統合について)お互いの議論の場が担保されるのであれば、統合自体はよい。
地域生活支援部会	概ね可(否の意見も有)	(地域移行支援部会との統合について) 〈可の意見〉 ・統合と活動の細分化が必要。 ・両部会共通部分がある。課題についてわかりやすく解決する方法を。 ・当事者に寄り添ったものであれば、統合してもよい。 ・人の疲弊、偏り等を感じる。負担が多いことは想像できる為、どこかを簡略化し、時間と人を減らしたい。 〈懸念点〉 ・新体制の部会名について検討が必要。 ・課題・取組の整理が必要。 ・新体制では両部会から対等な人数が参加できるとよい。 〈否の意見〉 ・部会整理の前に、自立支援協議会全体のあり方、まいむ・まいむの面的整備の検証等をやるべきではないか。 ・逆にやるが増えるのではないか。
相談支援部会	否	所掌範囲として統合される内容ではない。
権利擁護・虐待防止部会	否	権利擁護・虐待防止に関しては、各部会で意識をもって取り組むべきもの。統合の可能性はあるが、現行では他部会との整理が難しい。
就労支援部会	否	法定サービス（就労選択支援）の開始に伴い、当面地域課題の解決のための取組が必要。

③相談支援事業評価の実施主体の変更(相談支援部会のみ)

効果的に評価するため、実情を把握している構成員（計画相談支援事業所など）が多い相談支援部会にて実施したいと考えています。なお、現在当該評価は協議会本会で実施しています。

【相談支援部会からの回答】・・・可：これまでの事業評価のように、利用者・関係機関アンケート等他者評価を実施し、公平性を担保した上で実施することは問題ないとする。

④他部会との積極的な連携の実施

同一分野に向けた取組（目的や方法が異なる場合も含む）を行う部会が複数ある場合、連携して取組めるよう仕組みを整えたいと考えています。なお、ここ数年を見ると**高齢・強行・民児協**に対し複数の部会で話題にしています。

過去の連携の例としては、地域生活支援部会と相談支援部会の災害に関する取組があります。

【各部会からの回答】…全部会、内容に応じて連携可

⑤成果物の HP 掲載

希望がある場合、部会の成果物を静岡市の自立支援協議会ホームページへ掲載したいと考えています。なお、成果物を掲載した部会は、毎年度第 1 回部会で掲載の継続を検討し、協議会事務局へ報告していただくことを予定しています。

【各部会からの回答】…全部会、対応可

⑥各区事務局会議コアメンバーの部会への参画

取組に協力したいと考えている各区事務局会議から希望が出た場合、オブザーバーとして部会に参加することを考えています。

【各部会からの回答】…全部会、オブザーバー出席可

5. 専門部会及び事務局会議に依頼した事項 ※実際に依頼した文面をそのまま記載

第 1 回協議会の意見を踏まえ、持続可能な協議会運営に向けて第 2 回協議会への提案や対応を事務局にて作成しました。関係機関の皆さまにおかれましては以下のとおりご対応をお願いいたします。

(1)【事務局会議】取組の整理【資料 1-5】

- ・これまでの事務局会議の取組を、以下の 4 種類に分類し、提出してください。
 - ① 今後事例検討を行い、協議会にあげたいもの
 - ② 協議会とは切り離して区が独自で取組継続したいもの（スキルアップのための勉強会等）
 - ③ 既に終了しているもの
 - ④ 上記 3 つには当てはまらず事務局と相談したいもの
- ・事務局会議参加者の専門部会への参加希望の有無を記入してください。

(2)【専門部会長】部会の取組整理【資料 1-6】

これまでの部会の取組を以下の 3 種類に分類し、提出してください。

◎ 令和 6 年度重点取組とするもの ○ 取組を継続しているもの — 取組が終了したもの

(3)【専門部会】意見票の提出及び部会取組の頻度などの再検討

依頼事項及び上記「4. 協議会への提案内容」に関して意見交換したものを意見票に記入し事務局へ提出してください。

さらに、既存部会で行っている取組（ワーキンググループや勉強会等）について、現在の開催頻度や方法が最適も改めて検討してください。

6. 専門部会及び事務局会議との共有事項

- (1) 部会及び各区事務局会議の報告様式を改訂します。第 2 回協議会時に本様式を試験運用し、その結果の改善点等をふまえて来年度から本運用を予定しています。
- (2) 本議題の提案の趣旨は協議会全体の持続可能な運営についてです。協議会委員から一部個別の取組に関するご意見をいただいておりますが、それについては各部会・事務局会議でご対応をお願いします。